附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（令和二年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令の廃止）

2　令和二年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令（令和二年政令第百三十三号）は、廃止する。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　岸田　文雄

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百十六号

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成十七年政令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「令和四年四月」を「令和五年四月」に、「四万千八百四十円」を「四万二千九百二十円」に、「五万二千三百円」を「五万三千六百五十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和五年三月以前の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　岸田　文雄

国民年金法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百十七号

国民年金法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第二十七条の四第四項、第二十七条の五第四項、第八十七条第六項及び第九十四条第三項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十三条の四第六項及び第四十三条の五第六項（これらの規定を同法附則第十七条の四第十項において準用する場合を含む。）並びに第四十六条第四項、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）第二条及び第三条（これらの規定を同法附則第二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法施行令の一部改正）

第一条　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項ただし書中「令和二年三月」を「令和三年三月」に、「令和五年四月」を「令和四年四月」に改め、同項の表を次のように改める。

平成二十五年度	○・○一二
平成二十六年度	○・○○八
平成二十七年度	○・○○七
平成二十八年度	○・○○六
平成二十九年度	○・○○五
平成三十年度	○・○○四
令和元年度	○・○○三
令和二年度	○・○○二

（沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第二条　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第二項第一号中「四・一三六」を「四・二一五」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第三条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号。附則第二条において「昭和六十一年経過措置政令」という。）の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項の表第六条の四第三項及び第六条の五第二項の項中「八万五千五百円」を「九万六百円」に改める。

第九十四条及び第百十七条中「十一万千三百円」を「十一万三千五百円」に改める。

第百三十六条第一項の表中「二八、四〇〇円」を「二九、一〇〇円」に、「五七、一〇〇円」を「五八、五〇〇円」を「八五、五〇〇円」を「八七、六〇〇円」に、「一一四、二〇〇円」を「一一七、一〇〇円」に、「一四二、七〇〇円」を「一四六、三〇〇円」に、「一七一、三〇〇円」を「一七五、六〇〇円」に、「二〇〇、〇〇〇円」を「二〇五、〇〇〇円」に、「二八五、五〇〇円」を「二三四、二〇〇円」に、「二五七、〇〇〇円」を「二六三、四〇〇円」に、「二八五、四〇〇円」を「二九二、五〇〇円」に、「三一四、一〇〇円」を「三二二、〇〇〇円」に、「三四二、七〇〇円」を「三五一、三〇〇円」に、「三七一、二〇〇円」を「三八〇、五〇〇円」に、「三九九、六〇〇円」を「四〇九、六〇〇円」に、「四二八、一〇〇円」を「四三八、八〇〇円」に、「四五六、八〇〇円」を「四六八、二〇〇円」に、「四八五、二〇〇円」を「四九七、三〇〇円」に、「五一三、九〇〇円」を「五二六、七〇〇円」に、「五四二、六〇〇円」を「五五六、二〇〇円」に、「五七一、〇〇〇円」を「五八五、三〇〇円」に、「五九九、六〇〇円」を「六一四、六〇〇円」に、「六二八、一〇〇円」を「六四三、八〇〇円」に、「六五六、七〇〇円」を「六七三、一〇〇円」に、「六八五、一〇〇円」を「七〇二、二〇〇円」に、「七一三、七〇〇円」を「七三一、五〇〇円」に改める。